



倉敷市こども条例

(平成24年4月施行)

～みんなで力を合わせて、こどもを支えます～

すべてのこどもは未来の希望であり、かけがえのない大切な宝です。
こどもはみんな「自分で考え、行動する力」を持っています。
そしてルールを守り、自分だけでなく人を大切にする心や、思いやり
の心を身に付け、大人になっていきます。
家族、先生、地域の人は、こどもたちの模範となって、こども一人ひとりが自立した大人へと成長できるよう、みんなで支え見守っていきます。倉敷市は、そんな思いをこめてこの条例（約束ごと）をつくりました。

倉敷市
ホームページ



「倉敷市こども条例」について

こども基本法

(令和5年4月施行)

こどもや若者が自分らしく幸せに成長でき、暮らすことのできる「こどもまんなか社会」を目指して、こどもや若者に関する取組を進めていく上で基本になることを決めた法律です。

こども家庭庁
ホームページ



「こども基本法」について

こども・若者の意見を大切にします

国や市の取組について、こども・若者たちの意見を聴きながら進めていくことが必要であることが、「こども基本法」や「倉敷市こども条例」において定められています。

倉敷市では、この計画をつくるため、こどもや若者たちに対し、令和6年にアンケート調査や意見聴取会、計画案へのパブリックコメント（意見の募集）などを実施しました。

倉敷市
ホームページ



アンケートの結果について



困ったときは相談できます

～ひとりで悩まずに、身近な相談窓口相談しましょう～

家族、学校のこと

ヤングケアラーについて

なやんでいるときは
ここへ！

■子ども相談センター
月～金 8:30～17:15
TEL 086-426-3330

●倉敷家庭児童相談室 TEL 086-426-3366
●児島家庭児童相談室 TEL 086-473-1119
●玉島家庭児童相談室 TEL 086-522-8118
●水島家庭児童相談室 TEL 086-446-1114
●真備家庭児童相談室 TEL 086-698-5114

月～金
9:00～16:00
玉島は水曜を除く
真備は水曜のみ

■こどもあいカード TEL 0120-15-1155
8:30～22:00
(留守番電話 22:00～翌朝8:30)

■虐待通告専用ダイヤル TEL 086-426-3337 (24時間対応)

■親子のための相談 LINE 月～金 10:00～19:00

親子のための
相談LINE



ともだちや家族、学校のこと

いじめや非行など

なやんでいるときは
ここへ！

■教育委員会指導課 月～金 9:00～16:00
TEL 086-426-0300

■倉敷教育センター 月～土 9:00～16:00
TEL 086-454-0400

■ヤングテレホン 月～金 9:00～17:00
TEL 086-426-3741

<メール相談> young-kokoro@kurashiki-oky.ed.jp

インターネット等でのお買い物

契約トラブルなど

なやんでいるときは
ここへ！

■消費生活センター 月～金 8:30～17:00
TEL 086-426-3115



第二次くらしき こども未来プラン

《倉敷市こども計画》

こども・若者概要版

? くらしきこども未来プランって何?

みなさんは、一人ひとりがとても大切な存在です。

みなさんがすこやかに成長し、将来にわたって自分らしく幸せな生活を送ることができるよう、社会全体で支えていくことが重要です。

こども基本法 倉敷市こども条例



こうした社会をつくるため、国は「こども基本法」、倉敷市は「倉敷市こども条例」をつくっています。



この考え方のもとに、倉敷市は5年間（令和7年度～11年度）に取り組むことが書かれた新しい計画を、令和7年3月につくりました。

この計画には、こどもがおとなになるまでのすこやかな成長を支えたり、子育てをする人たちへのサポートなどさまざまな取組が書かれています。倉敷市はこの計画を大切に、取り組んでいきます。

第二次くらしきこども未来プランは
ウェブサイトで見ることができます

倉敷市
ホームページ



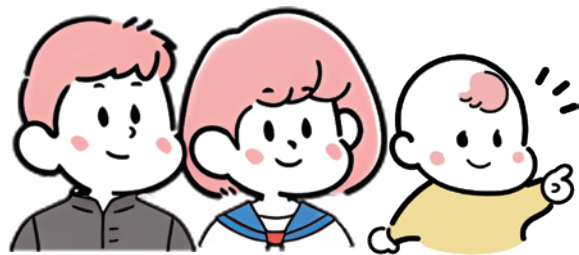
【問い合わせ先】倉敷市役所 子育て支援課

TEL 086-426-3314

メール wlfcd@city.kurashiki.okayama.jp

計画の中で大切にしたいこと (基本理念)

倉敷市は、すべての子どもや若者たちが将来にわたって幸せな生活を送ることができ、すべての家庭が安心して子育てできる社会を目指し、地域の人たちや関係する団体と協力して計画を進めていきます。



計画の内容はどんなこと？ (施策の体系)

「子ども・若者」「子育て」「地域・社会」の3つの視点を【柱】とし、11の計画の目標に向かってさまざまな取組を進めています。



すべての子どもが幸せに暮らせるまち



柱

子ども・若者

「子ども」の幸せをいちばんに

施策領域

人権尊重

すべての子どもが守られ、そのらしさを尊重されている

母子保健・医療

妊娠・出産の安心が保たれ、子どもが健やかに育っている

就学前教育・保育

子どもが、その子に必要な就学前教育・保育を受けている

生きる力

子ども・若者が豊かな個性と創造力を伸ばし、「生きる力」を育み、将来を拓く力を身につけている

子育て

「子育て」の笑顔を大切に

家庭・家族

家族みんなで協力し、子育てを楽しんでいる

親育ち

親が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合い、育ちあっている

子育て支援

身近な地域で、地域性を生かした子育て支援を行っている

安心・ゆとり

総合的な支援により、すべての家庭が安心とゆとりをもって子育てをしている

地域・社会

子ども・若者・子育てを支えるまち

地域連携

地域コミュニティに強い絆とネットワークがあり、子ども・若者が大切にされ、子育てがまち全体から応援されている

就労環境

子育てを応援する職場が増え、子育てと仕事を両立できる環境が整っている

安全環境

子どもや子ども連れの人にとって、安全ですみやすいまちとなっている

市の取組

- 1 子どもの人権についての教育・啓発を推進する
- 2 学校園等における人権教育を推進する
- 3 児童虐待等の人権侵害の予防と早期対応を充実させる
- 4 母子の健康の確保・増進を図る
- 5 子どもの発達段階に応じた食育を推進する
- 6 地域保健・小児救急医療体制を充実させる
- 7 就学前教育・保育実践の改善・向上を図る
- 8 就学前教育・保育施設における子どもの健康や安全を確保する
- 9 就学前教育・保育基盤を強化する
- 10 学校教育の環境や学習内容を充実させる
- 11 様々な体験や活動を通じて学ぶ場、機会を充実させる
- 12 思春期保健対策や相談体制を充実させる
- 13 子どもの貧困状態が改善され、将来も貧困状態にならないよう、切れ目なく支援する
- 14 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する
- 15 子ども・若者の将来を拓く力を応援する
- 16 男女平等と共同参画を推進する
- 17 男性の育児参加を促進する
- 18 子どもと一緒に楽しめる機会を充実させる
- 19 親子や親同士の交流、子育ての仲間づくりを促進する
- 20 子育ての相談体制を充実させる
- 21 子育てに関する情報発信を充実させる
- 22 地域の子育て支援拠点を充実させる
- 23 安心して子どもが生活できる場所を確保する
- 24 子育ての支え合いのしくみを充実させる
- 25 ひとり親家庭への支援を充実させる
- 26 障がいのある子どもと、その家族に対する生活支援を充実させる
- 27 子育てに伴う経済的負担を軽減する
- 28 様々な困難を抱える家庭の生活課題に着目し、寄り添う支援をする
- 29 子育てボランティアを育成するとともに、組織づくりと活動を支援する
- 30 地域と学校・大学との連携を進める
- 31 お互いのつながりを強め、地域の子育て力を高める
- 32 福祉や教育、地域が協働し、困難を抱える家庭を支える体制づくりを促進する
- 33 地域とともに青少年の健全育成を進める
- 34 育児休業体制などの利用を促進する
- 35 子育てしやすい職場環境づくりを促進する
- 36 出産・育児後の再就職の支援を充実させる
- 37 バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進する
- 38 子どもの事故防止対策を充実させる
- 39 子どもを犯罪等から守るための活動を推進する